

記者発表（発表・資料配布）				
月／日 （曜日）	担当事務所名 （担当課名）	TEL	発表者名 （担当）	その他 配布先
5/29 （月）	光都農林振興事務所	0791-58-2215	光都土地改良センター 所長 土井 義暢 （農村計画課長 合田 弘）	—
		0791-58-2201	光都農林振興事務所 所長 宮島 康彦 （森林第2課長 名畑昌昭）	



SDGs 目標

西播磨地域ビジョン 2050 取組目標

「豊かなむらを災害から守る月間」運動の実施について

1 要 旨

兵庫県では6月1日から6月30日までの1か月間を「豊かなむらを災害から守る月間」と定め、梅雨や台風の時期を前に、農村地域の災害を未然に防ぐために兵庫県と県内各市町が協力して、危険箇所の点検、管理の徹底を図るとともに、併せて、ため池の水難事故防止を啓発する。

6月7日には、重点地区を対象に合同パトロールを実施する。

2 期 間 6月1日(木)～30日(金)（1か月間）

3 主 催 兵庫県及び市町

4 協 賛 兵庫県土地改良事業団体連合会
兵庫県ため池保全協議会
（一社）兵庫県治山林道協会



5 目 的

- (1) ため池、農地海岸、山地災害危険地区等の防災体制の整備及び梅雨期、台風期に備えて、災害防止のための点検・管理について徹底する。
- (2) 県民の防災意識高揚を図る。
- (3) ため池における水難事故防止に対する啓発する。

【防災パトロールの対象（西播磨県民局管内）】

区分	対象箇所	内容
要監視ため池	300	農業用ため池であって、老朽化の進行又は構造上の不備により日常的な監視が必要なため池
山地災害危険地区	107	山崩れなどにより、人家等に直接被害を与えるおそれのある溪流や自然斜面
農地海岸	1	背後の優良な農地を守るための海岸施設

6 実施内容

(1) 防災パトロールの実施

① 重点地区合同パトロール

日 程：6月7日(水)

対 象：相生市若狭野、赤穂市坂越、宍粟市山崎町門前・下町

メンバー：西播磨県民局、市町、警察署、消防署、ため池管理者等

② 要監視ため池のパトロール

日 程：6月1日(木)～30日(金)

メンバー：西播磨県民局、市町、警察署、消防署、ため池管理者等

③ 山地災害危険地区等のパトロール

日 程：6月1日(木)～30日(金)

メンバー：西播磨県民局、市町等

(2) 広報活動

① ポスターの配布

土地改良区、ため池管理者、市町、警察署、消防署、森林組合、森林管理署、報道機関に配布

② 自治体広報誌への掲載

7 問合せ先

(1) ため池・農地海岸について

光都土地改良センター 農村計画課 担当 合田・寺本・堤・落岩
電話 0791-58-2215

(2) 山地災害危険地区について

光都農林振興事務所 森林第2課 担当 名畑・畑尾
電話 0791-58-2201

